公告 第 3R19 号
令和5年8月28日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第４０８会計隊春日井派遣隊長　赤塚　弘樹

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

１　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
3QHY13R00030	3GJ31DZ0008 0001		

品名　または　件名
(耐久)精米
部品番号　または　規格
101 仕様書による　安全量は500人×200ｇ×９食
使用器材名

予定数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
6,300.00	KG						

納地または工事場所	引渡場所
春日井駐屯地	
搬入場所	納期または工期
	令和5年10月1日（日）～令和5年12月31日（日）

２　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

３　契約条項を示す場所
陸上自衛隊で使用する入札及び契約心得並びに標準契約書によるものとし、会計隊事務室に備え付ける。

４　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：実施しない
入札日時場所　：令和5年9月13日（水）11時30分　春日井駐屯地会計隊入札室

５　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

６　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：単価　契約方式：一般競争

７　注意事項
（１）違約金について
落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の１００分の１０以上の金額を違約金として徴収する。
（２）契約条項について
陸上自衛隊で使用する入札及び契約心得並びに標準契約書は、陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページに掲示しています。
（３）別紙のとおり

別紙

1．競争に参加する者に必要な資格等に関する事項

⑴令和０４，０５，０６年度の全省庁統一資格において東海･北陸地域の「物品の販売」 等級 「D」以上を有する者。

⑵予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないものであること。

⑶都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

⑷入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の入札参加は認めない。

⑸防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から 「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」 に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。

⑹前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

⑺原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

2．契約条項等を示す場所

第４０８会計隊春日井派遣隊事務所

3．入札説明会及び競争入札執行場所及び日時

入札説明会：実施しない

入札場所・日時：陸上自衛隊春日井駐屯地　第４０８会計隊春日井派遣隊　入札室

令和５年９月１３日(水)　１１時３０分

4．保証金に関する事項

入札保証金：　免除　ただし、落札者が契約を結ばないときは、落札金額の 100 分の 5 以上を違約金として徴収する。

契約保証金：　免除　ただし、契約締結後、その義務を履行しないときは、契約金額の 100 分の 10 以上を徴収する。

5．落札決定方法

⑴単価決定(消費税抜き)

⑵当隊所定の予定価格の範囲内であり、最低の価格を見積もった者を落札者とする。

⑶入札書に記載された金額に１０％に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額(消費税抜きの金額)を入札書に記載すること(その金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる)。 ただし、軽減税率を適用する品目については、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額(消費税抜きの金額)を入札書に記載すること(その金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる)。

(4)同価の場合は、抽選を行う。

6. 契約書の作成：落札決定後、速やかに作成する。

7. 入札及び契約条件
(1)電信・電話、ＦＡＸによる入札は認めない。
(2)入札に参加する場合は、入札日前日までに下記問合わせ先まで連絡すること。
(3)入札書の「見本」に丸印が記載されている品目については令和５年９月１１日(月)１２００までに春日井駐屯地業務隊糧食班に見本品を提示すること。
(4)郵便による入札については、入札日前日までに本官の手元に届いたものに限り有効とする。
(5)入札品目は全て同等品可とする。ただし同等品で入札に参加する場合は、同等品申請（様式随意）により入札日の３日前までに会計隊契約班に提出し、許可を受けること。
(6)代理人による入札の場合は、入札執行に先立ち委任状（書式随意）を提出すること。

8. 入札の無効
(1)第１項に示す競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
(2)入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難い入札
(3)入札開始時刻に遅れた入札
(4)入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者の入札
(5)見本品を提出する品目について、見本品を提出しないで応札した場合
(6)見本審査の結果、不合格となった品目を提出した者が応札した場合

9. その他
(1)再度入札については別途通知する。
(2)宅配便等を使用して糧食品を納入する際は、駐屯地業務隊糧食班事務所に確実に配送できる手段に限る。（警衛所止まりになる、ゆうパック等による配送は不可）

(3)問い合わせ先
〒486-0803　愛知県春日井市西山町無番地　陸上自衛隊春日井駐屯地
ＴＥＬ：　0568－81－7183
ＦＡＸ：　0568－81－9072
入札、各種書類に関する問い合わせ：第４０８会計隊春日井派遣隊　菊地（内線３７８）
規格、見本審査、納地などの問い合わせ：春日井駐屯地業務隊補給科糧食班　藤田（内線３４２）

本公告は、陸上自衛隊春日井駐屯地、陸上自衛隊守山駐屯地、陸上自衛隊久居駐屯地、陸上自衛隊豊川駐屯地に掲示しているとともに、陸上自衛隊中部方面隊ホームページにも掲載している。

（https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/）

品　目　等　内　訳　書

契約実施計画番号	3QHY13R00030

NO	調達要求番号		物品番号		単　位	数　量	単　価	金　額	銘　　柄	納　　地	指定
	品　　名								使用期限等	引 渡 場 所	
	部品番号　または　規格									搬 入 場 所	検査
	使用器材名				仕様書番号				グループ	納　　期	包装
1	3GJ31DZ0008	0001			KG	6,300.00				春日井駐屯地	
	(耐久)精米										
	101 仕様書による　安全量は500人×200ｇ×９食										
										令和5年10月1日～令和5年12月31日	
				- 以 下 余 白 -							

<table>
<tr><td colspan="4">陸上自衛隊仕様書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td></td><td colspan="2">仕様書番号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">精　米</td><td colspan="2">春日井駐業－C－Z</td></tr>
<tr><td>大臣承認</td><td>令和　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作　成</td><td>令和5年8月28日</td></tr>
<tr><td>変　更</td><td></td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>春日井駐屯地業務隊</td></tr>
</table>

1.　総　則

1．1　適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊春日井駐屯地に調達する「精米」について適用する。

2.　製品に関する要求

2．1　農産物規格書に基づく水納うるち玄米をとう精したもの。

2．2　国内産

2．3　産地・銘柄・等級・収穫年度

愛知県産　愛知のかおり又はコシヒカリ　1等　5年産

2．4　とう精工場元詰品

2．5　30kg三層クラフト紙袋入り

3.　出荷条件

3．1　見本提出により合格・不合格を判定

3．2　納品は、春日井駐屯地の指定する場所へ荷下ろし

4.　納品時提出書類

4．1　品質証明書

産地、年度、銘柄・区分・取引期限等を記載したもの

4．2　送り状等

玄米を購入した時の集荷業者等の仕入れ先が発行するもの

4．3　とう精台帳

とう精業者が管理する義務づけられた帳票又はその写し

4．4　精米品質検査書

社団法人日本精米工業会等の公共機関が発行する納入精米の検査結果（検査者名・検査機関名記載）を証明するもの

5.　検　査

5．1　納入時、受領検査官立会により、検査を実施し、合格をもって納入完了とする。

6.　その他

6．1　本仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。